第８回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2026年７月24日（金曜日）
午前11時（受付開始：午前10時）

開催場所

東京都新宿区市谷八幡町８番地TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター８階
バンケットホール８Ｂ

決議事項

第１号議案　取締役５名選任の件
第２号議案　監査役の報酬等の額改定の件

犬猫生活株式会社

証券コード：556A

証券コード　556A
2026年７月７日
（電子提供措置の開始日2026年７月２日）

株　主　各　位

東京都新宿区市谷船河原町９番地１
ＮＢＣアネックス市谷ビル６階
犬猫生活株式会社
代表取締役社長　**佐藤　淳**

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第８回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第８回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://corp.inuneko-seikatsu.co.jp/ir/meeting/

　電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年７月23日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年７月24日（金曜日）午前11時
（受付開始　午前10時）

2．場　　所　東京都新宿区市谷八幡町８番地TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター８階
バンケットホール８B

3．目的事項

報告事項　第８期（2025年５月１日から2026年４月30日まで）事業報告、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の計算書類監査結果報告の件

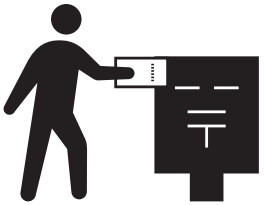
決議事項　第１号議案　取締役５名選任の件
第２号議案　監査役の報酬等の額改定の件

以　上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、本書面には記載しておりません。
・会社の新株予約権等に関する事項
・業務の適正を確保するための体制
・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
・株主資本等変動計算書
・個別注記表
したがいまして、本書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使に関するお願い

A 書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2026年７月23日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

B インターネットによる議決権の行使の場合



４～５頁をご参照の上、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って、2026年７月23日（木曜日）午後６時までに議案に対する賛否をご入力ください。

C 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

■書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使として取扱います。インターネットで複数回重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取扱います。

※ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

※体調不良と思われる株主さまの入場をお断りする場合があります。

ご参考

インターネットによる議決権行使のご案内

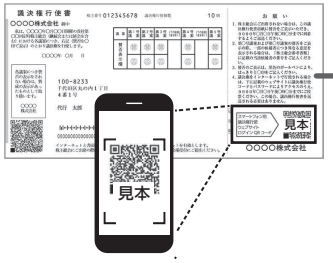
インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイトにアクセスし、下記の【QRコードを読み取る方法「スマート行使」】又は、【議決権行使コード・パスワードを入力する方法】から画面の案内に従ってご行使いただきますようお願い申し上げます。

2026年7月18日（土曜日）午後8時～7月19日（日曜日）午後11時の間はシステムメンテナンスを実施するため、インターネット（「スマート行使®」を含む）による議決権行使の取扱いを休止させていただくこととなりました。インターネットにより議決権を行使される場合には、メンテナンス日時を避けてご利用いただきますようお願い申し上げます。株主の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

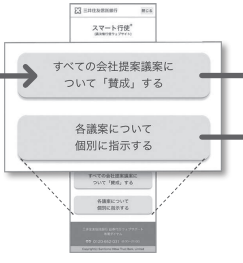
［簡単！］議決権行使コード・パスワードの入力が不要で行使できます。　※操作画面はイメージです。

ステップ 1



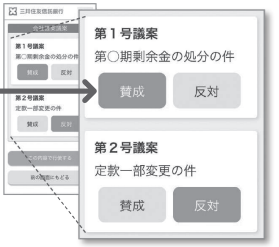
同封の議決権行使書用紙の右下の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

ステップ 2



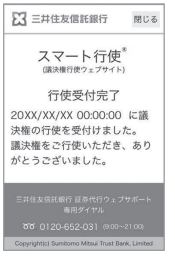
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

ステップ 3



画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。また、議案詳細から議案が参照できます。

ステップ 4



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

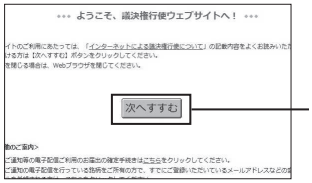
※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ご留意事項　一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

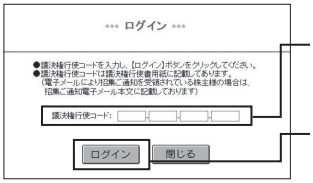
議決権行使ウェブサイトhttps://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトに
アクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

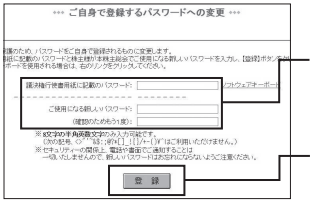
2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を
入力

「ログイン」を
クリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力後、
ご使用になる新しいパスワードをご登録ください。



「パスワード」を
入力

「登録」を
クリック

4 以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

ご留意事項 ログイン後のパスワードについては、株主さまご本人がお決めになったものに変更されます。

1. インターネットによる議決権の行使は、2026年７月23日（木曜日）午後６時まで受け付けておりますが、議決権行使結果集計の都合上、できるだけ早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。
2. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使として取扱います。インターネットで複数回重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取扱います。
3. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。

？ お問い合わせ

インターネットによる議決権の行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル
0120(652)031 受付時間 9:00～21:00

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役５名選任の件

現取締役全員（５名）は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任 社内	さとう じゅん 佐藤 淳 (1985年７月16日生) 【取締役在任期間】 ８年２か月	2008年12月　株式会社リップル 代表取締役 就任 2010年３月　株式会社デコラボ 代表取締役 就任 2013年８月　オイシックス株式会社（現 オイシックス・ラ・大地株式会社） 入社 2018年５月　当社 設立 代表取締役社長 就任（現任） 2021年９月　一般財団法人犬猫生活福祉財団 設立　代表理事 就任（現任） 【取締役候補者とした理由】 佐藤淳氏は、過去に複数社の代表取締役として会社経営に携わった後、オイシックス・ラ・大地株式会社においてEC事業本部の販売推進室長として販促施策やLTV向上を牽引するなど、EC・食品・新規事業の領域において豊富な経験と実績を有しております。 2018年の当社設立以来、代表取締役社長として強力なリーダーシップを発揮し、無添加ペットフードを主軸とするD2Cブランドの急成長を牽引してまいりました。また、一般財団法人犬猫生活福祉財団の代表理事を務めるなど、当社の掲げる「すべての動物とその家族の幸せのために」という理念を体現する経営基盤の構築に多大なる貢献をしております。同氏の経営トップとしての牽引力と事業創出の知見が、当社の持続的な成長及び企業価値の最大化に不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	804,500株
2 再任 社内	こんどう まさと 近藤 誠人 (1994年８月27日生) 【取締役在任期間】 ６年１か月	2017年４月　株式会社VOYAGE GROUP（現 株式会社CARTA HOLDINGS）入社 2020年３月　当社 入社 2020年６月　当社 取締役兼マーケティング部長 就任（現任） 【取締役候補者とした理由】 近藤誠人氏は、株式会社VOYAGE GROUP（現 株式会社CARTA HOLDINGS）等においてメディア責任者やEC部門の立ち上げを経験するなど、デジタルマーケティング及びスタートアップ企業の事業開発において豊富な経験と高い専門性を有しております。 2020年に当社取締役に就任して以来、マーケティング部長としてブランド戦略及び事業開発を主導し、主力ブランドの飛躍的な認知度向上及び売上規模の拡大に多大なる貢献をしてまいりました。同氏のマーケティング領域における深い知見と実行力は、当社の今後の更なる事業拡大や新規顧客層の開拓において極めて重要であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	58,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任 社内	いわみ まさと 岩見 真人 (1980年10月20日生) 【取締役在任期間】 4年	2006年10月　ニッシン債権回収株式会社（現 ブルーホライゾン債権回収株式会社）入社 2013年10月　株式会社エヌリンクス（現 株式会社コレックホールディングス）入社 管理部長 就任 2021年3月　同社 執行役員兼管理部長 就任 2022年1月　当社 入社 管理部長 就任 2022年7月　当社 取締役兼管理部長 就任（現任） 【取締役候補者とした理由】 岩見真人氏は、これまでのキャリアを通じて事業会社のバックオフィス部門等において実務経験を重ね、財務・法務をはじめとするコーポレート業務全般における豊富な経験と深い見識を有しております。 当社においては、取締役兼管理部長として、上場企業にふさわしい強固な経営管理体制及び内部統制システムの構築を主導し、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に多大なる貢献をしてまいりました。 当社の今後の持続的な成長を支える盤石な経営基盤の維持・強化には、同氏の管理部門における高度な専門性と豊富な実務経験が不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	—
4 再任 社外	はまみち さわこ 濵道 佐和子 (1992年3月17日生) 【社外】 【取締役在任期間】 4年10か月	2014年4月　ボストン・コンサルティング・グループ合同会社 入社 2017年7月　Google Japan（グーグル合同会社） 入社 2018年10月　Google UK Limited 転籍 2020年4月　株式会社スタートトゥデイ 入社（現任） 2021年3月　mederi株式会社 取締役 就任 2021年9月　当社 取締役 就任（現任） 2021年11月　きょうの日本酒株式会社 設立 代表取締役 就任（現任） 2022年3月　GROOVE X株式会社 取締役 就任（現任） 2024年4月　合同会社HI 代表社員 就任（現任） 2025年8月　株式会社VVV 取締役 就任（現任） 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 濵道佐和子氏を社外取締役候補者とした理由は、コンサルティングファームやグローバルIT企業における豊富な実務経験に加え、事業会社におけるスタートアップ企業への投資・成長支援、さらには自ら起業家として会社経営を牽引されてきた実績を有しており、経営戦略の立案や事業育成に関する幅広い経験と深い見識を備えているためであります。 当社は現在、事業規模の拡大と企業価値の最大化を目指す重要な成長フェーズにあります。同氏には、これまでの多様な経歴を通じて培われた経営の専門家としての高い視座に基づき、独立した客観的な立場から当社の経営に対する厳格な監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営戦略全般に対する多角的な視点からの有益な助言をいただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任 社外	にしい としやす 西井 敏恭 (1975年５月24日生) 【社外】 【独立役員】 【取締役在任期間】 １年３か月	2000年５月　株式会社ワイズ 入社 2003年10月　株式会社オズ・インターナショナル 入社 2006年１月　株式会社Blau 入社 2007年４月　株式会社ドクターシーラボ 入社 2014年７月　オイシックス株式会社（現 オイシックス・ラ・大地株式会社）入社 執行役員 CMT（Chief Marketing Technologist）就任 2014年７月　株式会社warmth 代表取締役 就任 2016年２月　株式会社シンクロ 代表取締役 就任（現任） 2017年10月　株式会社メディアシーク 監査役 就任 2019年５月　鎌倉インターナショナル株式会社 取締役CDO 就任（現任） 2019年６月　特定非営利活動法人ジャパンハート 理事 就任（現任） 2019年11月　GROOVE X株式会社 取締役CMO 就任 2020年８月　株式会社コラーニング（現 株式会社グロースX）取締役CMO 就任（現任） 2021年３月　FabricTOKYO株式会社 社外取締役 就任（現任） 2021年４月　オイシックス・ラ・大地株式会社 専門役員CMT（Chief Marketing Technologist）就任（現任） 2022年７月　株式会社NTTドコモ コンシューママーケティング部 シニアマーケティングディレクター 就任 2024年10月　同社 マーケティング戦略部 サービスマーケティング室 シニアマーケティングディレクター 就任 2025年４月　当社 取締役 就任（現任） 2025年７月　株式会社NTTドコモ コンシューマーサービスカンパニー マーケティング推進部 シニアマーケティングディレクター 就任（現任） 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 西井敏恭氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり事業会社におけるマーケティング責任者を歴任されてきた実績に加え、複数企業の取締役としてデジタル領域の事業推進や経営に参画し、特に当社と親和性の高いD2Cビジネス及びマーケティング戦略の領域において極めて高度な専門性と豊富な実務経験を有しているためであります。 当社の主力事業であるペット関連のD2Cブランドが今後さらに認知を拡大し、飛躍的な成長を遂げていくにあたり、同氏の有する実践的な知見は不可欠であります。同氏には、これまでの経歴を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、独立した客観的な立場から当社の経営に対する厳格な監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の持続的な事業成長に向けた有益な助言をいただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。	－

（注）１．取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者のうち、濵道佐和子氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号の社外取締役候補者であります。
同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限度額を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を継続する予定です。

3．取締役候補者のうち、西井敏恭氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号の社外取締役候補者であります。
同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限度額を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を継続する予定です。
4．当社は、取締役候補者西井敏恭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5．当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者は取締役に再任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることになります。

第２号議案　監査役の報酬等の額改定の件

当社の監査役の報酬等の額は、2024年10月31日開催の臨時株主総会において年額７百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢及び経営環境の変化等諸般の事情を考慮して、監査役の報酬等を「年額15百万円以内」に定めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は３名であります。

（ご参考）

取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）は、以下のとおりであります。

スキルマトリックス		佐藤 淳	近藤 誠人	岩見 真人	濵道 佐和子	西井 敏恭
スキル項目	定義・期待する役割	代表取締役	取締役	取締役	社外取締役	社外取締役
企業経営・経営戦略	上場企業の代表取締役又は業務執行取締役としての経験、あるいは事業部門長（事業本部長級）として損益責任（PL責任）を負った経験	○	○	○	○	○
D2C・EC・マーケティング	デジタルマーケティング、ブランディングの専門知識。売上成長に直結するユーザー獲得戦略や広報戦略を統括した経験	○	○			○
財務・会計	公認会計士・税理士資格の保有。又は、CFOとして資金調達（エクイティ・デット）やIPOの実務を主導した経験			○		
法務・コンプライアンス・リスク管理	弁護士資格の保有。又は、法務（管理）の部門長としてコンプライアンス体制の構築、重要訴訟の対応、ガバナンス構築に精通していること			○		
M&A	M&A（合併・買収）及び資本業務提携に関する一連の実務経験と高度な専門知見				○	○
ペット・獣医療・動物福祉	ESG投資への対応、マテリアリティ（重要課題）の特定、又は社会課題解決を主軸とした事業運営の知見	○	○			○
グローバル	海外拠点の経営責任者、又は海外企業との提携・交渉、海外市場開拓を主導した経験				○	○

以　上

事　業　報　告

（2025年 5 月 1 日から
2026年 4 月30日まで）

1．会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しを背景に、緩やかな回復基調で推移した一方、円安や原材料・エネルギー価格の高止まりが物価を押し上げており、中東情勢の深刻化から依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社は積極的な広告費の投下による新規顧客の獲得を行い、また、2025年５月にはM＆Ａの実施により動物病院の運営を開始する等、事業の拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は4,494,804千円（前期比54.9％増）、売上原価1,161,232千円（同34.2%増）、売上総利益は3,333,571千円（同63.7%増）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、広告宣伝費が1,415,066千円（前期比38.8%増）、給料及び手当が287,096千円（同57.0％増）となったこと等により合計で2,732,884千円（同40.6%増）となり、この結果、営業利益は600,687千円（同550.6%増）となりました。

営業外収益は9,553千円（前期比92.8%増）、営業外費用は9,779千円（同27.3%増）の計上により、経常利益は600,461千円（同570.1％増）となり、トリミングサロン１店舗の閉鎖により特別損失に店舗撤退損2,947千円及び減損損失1,283千円を計上したことから、税引前当期純利益は596,230千円（同565.4%増）となりました。

法人税、住民税及び事業税につきましては過去の繰越欠損金の充当による税負担の軽減効果により87,453千円の計上となり、法人税等調整額につきましては、前期の税効果分類向上に伴う一時的なマイナス計上（利益増）が一巡し、当社が安定的な利益創出フェーズへ移行した影響により12,768千円計上したことから、当期純利益は496,008千円（前期比138.9%増）となりました。

（2）設備投資の状況

当事業年度における当社の設備投資の総額は22,017千円であり、主に事業譲受に伴うリース資産の取得及びトリミングサロンの新店舗開設によるものであります。

（3）資金調達の状況

当社は2026年４月23日に東京証券取引所に上場し、公募増資により、907,764千円の資金調達を行いました。

（4）対処すべき課題

① 商品ポートフォリオの多様化及び既存商品の改善

当社は、「犬猫生活」ブランドとして、現在、わんちゃん、猫ちゃん用の「総合栄養食」、「サプリ」、「おやつ」、「トッピング」、「グッズ」をそれぞれ販売しておりますが、今後も継続して新商品の開発を行い、特定の商品への依存度を引き下げ、リスクの分散を図ることが重要であり、また、既存商品についても、時代に合わせた品質の改善が必要不可欠であると認識しております。

当社は、自社でカスタマーセンターを設置しているため、直に顧客のニーズを商品開発に生かせる体制づくりができておりますが、今後のユーザーのニーズを的確に把握し商品開発・改善に生かせる体制整備の構築に努めてまいります。

② 販売チャネルの拡充

当社は自社ＥＣ、他社ＥＣ、卸業者を経由した小売店への卸販売という３つの販売チャネルにて商品販売を行っております。

当社は、ＥＣによる商品販売からスタートした経緯から、ＥＣによる売上が95％程度を占めている一方、卸販売による売上は１％未満にとどまっております。

しかしながら、卸販売はＥＣ中心の当社にとって、リアルに消費者と触れ合え、商品アピールができる貴重な機会であり、当社の売上高の拡大だけでなく、当社商品の認知度やブランド力の強化、自社ＥＣへの送客にも重要な役割を担っております。

今後はホームセンター等を中心に取扱店舗数の拡大を図るとともに、新商品導入により各店舗での売場面積を拡大させることで、店舗当たり売上高の成長も目指してまいります。

③ 品質管理の安定化及び製造拠点・保管拠点の分散

当社の商品は、製造及び保管業務を外部に委託しており、委託先と協働して商品の品質と供給の安定化に努めております。

万が一、製造された商品に品質問題が発生、又は製造委託先が法令違反等により操業の全部又は一部を停止せざるを得ない状況等が生じた場合においては、当社の供給体制やブランドイメージ、顧客の離反等に影響を及ぼす可能性があります。

したがって、当社の更なる事業拡大には、品質の安定化を目的とした製造工程や環境の維持改善に加えて、商品の安定供給を目的とした製造拠点の分散が重要であると認識しております。さらに、製造拠点内における工程に留まらず、出荷後から顧客に届けられるまでの保管・物流の工程においても、品質管理を向上させることが重要であると考えており、今後それらの取り組みも強化してまいります。

④　収益基盤の強化

当社は、「すべての動物とその家族の幸せな生活のために」という経営理念のもと、商品の拡充・改善のための研究開発や人材採用、顧客拡大のためのマーケティング活動、グローバル展開等を目的に事業投資を行っております。

今後も、事業投資の自由度や持続可能性を高めるためには、利益率の改善が重要であると認識しております。そのため、最適なセールスミックスの追求、製造取引先との良好な関係の構築により売上総利益率を高めてまいります。また、生産性の高い組織作り等により、広告宣伝費や人件費を中心とした販売管理費の投資効率を改善することにより、高い利益率を目指しております。

⑤　コーポレート・ガバナンスの強化

当社の更なる事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要であると認識しております。積極的な採用の継続に加えて、定期的な内部監査の実施及び監査役と内部監査の連携を通して、事業上のリスクを十分に把握・分析し、適切に対応してまいります。

⑥　財務基盤の強化

当社は、財務基盤の強化においては、業績の黒字化が最も重要であると考えており、2025年４月期より営業黒字を達成し、以降の事業年度についても安定して営業黒字を計画しております。以上のことから、当社は現時点において財務上の課題は認識しておりませんが、継続的かつ安定的な事業の拡大を図る上では、手許資金の流動性確保や金融機関との良好な取引関係が重要であると考えております。このため、一定の内部留保の確保や費用対効果の検討による各種コストの見直しを継続的に行うことで、財務基盤の強化を図ってまいります。

⑦　人材の確保及び育成強化

当社は、更なる事業拡大を実現していく上で、優秀な人材の採用と、継続的な人材育成及び組織への長期的な定着が必要不可欠であると考えております。そこで、積極的な採用活動による優秀な人材確保を継続するとともに、従業員の心理的安全性を重視した社内コミュニケーションの制度設計、教育制度の充実、個々人の能力開発の強化に取り組み、高い生産性を発揮できる組織体制の構築に努めてまいります。

（5）財産及び損益の状況の推移

区分	第５期 (2023年４月期)	第６期 (2024年４月期)	第７期 (2025年４月期)	第８期 (2026年４月期) (当事業年度)
売上高	1,154,469千円	1,791,774千円	2,901,938千円	4,494,804千円
経常利益又は経常損失（△）	△281,442千円	△42,922千円	89,601千円	600,461千円
当期純利益又は当期純損失（△）	△281,902千円	△43,212千円	207,611千円	496,008千円
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	△129円10銭	△18円90銭	90円82銭	216円19銭
総資産	319,167千円	421,729千円	877,631千円	2,385,024千円
純資産	198,285千円	155,072千円	362,684千円	1,777,457千円
１株当たり純資産額	△274円42銭	△293円32銭	△202円50銭	674円30銭

（注）当社は、2025年１月31日を効力発生日として、普通株式１株につき10株、2026年１月１日を効力発生日として普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。第５期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。

（6）重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

（7）主要な事業内容

当社は、グローバル総合ペットケアブランドとしてペット関連事業を運営しております。

ペット関連事業は、オリジナルペットフードの販売を主とした生活販売を中心に、動物病院及びトリミングサロンの運営等の生活サービス、わんちゃん、猫ちゃん向けイベントの開催等を行うエンターテイメントの３つの領域を軸としております。

（8）主要な営業所及び工場

名　　称	所　在　地
本社	東京都新宿区
Inu to Town銀座	東京都中央区
Inu to Town日本橋	東京都中央区
益田ペットクリニック	島根県益田市

（9）従業員の状況

2026年４月30日現在

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58名	16名増	35歳５か月	２年３か月

（注）上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー）13名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社りそな銀行	68,906千円

(11) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2025年５月１日付で、有限会社益田ペットクリニックの全事業を譲受けました。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数
普通株式　9,144,000株

（2）発行済株式総数
普通株式　2,636,000株

（3）株主数
普通株式　1,819名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社前澤ファンド	892,000株	33.83%
佐藤　淳	804,500株	30.51%
MSIP CLIENT SECURITIES	69,400株	2.63%
上田八木短資株式会社	69,300株	2.62%
近藤　誠人	58,000株	2.20%
株式会社シンクロ	54,000株	2.04%
楽天証券株式会社共有口	30,200株	1.14%
ＡＫパートナーズ株式会社	30,000株	1.13%
株式会社ＳＢＩ証券	29,200株	1.10%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	25,700株	0.97%

3．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐藤　淳	代表取締役社長	一般財団法人犬猫生活福祉財団　代表理事
近藤　誠人	取締役兼マーケティング部長	－
岩見　真人	取締役兼管理部長	－
濵道　佐和子	取締役	株式会社スタートトゥデイ きょうの日本酒株式会社　代表取締役 GROOVE X株式会社　取締役 合同会社HI　代表社員 株式会社VVV 取締役
西井　敏恭	取締役	株式会社シンクロ　代表取締役 鎌倉インターナショナル株式会社　取締役CDO 特定非営利活動法人ジャパンハート 理事 株式会社グロースX　取締役CMO FabricTOKYO株式会社　社外取締役 オイシックス・ラ・大地株式会社　専門役員CMT（Chief Marketing Technologist） 株式会社NTTドコモ　コンシューマーサービスカンパニー マーケティング推進部 シニアマーケティングディレクター
内田　潤	常勤監査役	－
長谷川　雄史	監査役	長谷川雄史公認会計士・税理士事務所　代表 株式会社haoアドバイザリー　代表取締役 株式会社リベルテ　取締役 株式会社テンダ　社外取締役（監査等委員）
宇田川　敦史	監査役	桜大橋法律事務所　共同代表 明治大学法制研究所所属　指導員 社会福祉法人すずらん　評議員 NOT A HOTEL株式会社　社員

（注）1．取締役濵道佐和子氏及び西井敏恭氏は社外取締役であります。
2．常勤監査役内田潤氏、監査役長谷川雄史氏及び宇田川敦史氏は、社外監査役であります。
3．当社は、取締役西井敏恭氏、監査役内田潤氏、長谷川雄史氏及び宇田川敦史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役長谷川雄史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．監査役宇田川敦史氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起されたその職務の遂行に起因する損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることになります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合や犯罪行為を行った場合には、補填の対象にならないなど、一定の免責事由があります。

（4）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2025年４月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。最近事業年度における当社の取締役の報酬等の額の決定においては、当社取締役会は、取締役の個人別の報酬等の原案について検討を行い、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、以下のとおりであります。

a. 報酬体系

・取締役の報酬は、原則として固定報酬のみで構成する。
・会社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬等として、新株予約権を付与することがある。
・将来的には、業績目標の達成度合いに応じて支給額が変動する業績連動報酬の導入も検討する。

b. 報酬等の額の決定に関する基本方針

取締役の報酬等の額は、以下の要素を総合的に勘案して決定する。

・役位・職責
代表取締役、取締役等の役割と責任に応じた報酬水準とする。

・職務内容・責任範囲
業務の難易度、責任の重さ等を考慮する。

・貢献度
会社の業績への貢献度を考慮する。

・経験・能力
業務遂行に必要な経験、知識、スキル等を考慮する。

・在任期間
長年の貢献に対して適切に報いる。

・同業他社の報酬水準
優秀な人材を確保・維持できる水準を維持する。

・経済状況
マクロ経済の動向を踏まえる。

c. 固定報酬の決定方法

・代表取締役社長が、各取締役の役職、責任、貢献度、会社の業績、同業他社の水準等を総合的に勘案して、固定報酬の案を作成する。
・取締役会は、代表取締役の案に基づき、各取締役の固定報酬の額を審議・決定する。
・社外取締役の固定報酬は、その独立性及び専門性を考慮し、適切な水準とする。

d. 報酬限度額

・取締役の報酬限度額は、2022年７月22日開催の第４回定時株主総会の決議により、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする。
・各取締役の固定報酬の額は、上記報酬限度額の範囲内で決定する。

e. 報酬額の決定プロセス

取締役報酬案の作成

代表取締役社長が、本決定方針に基づき、各取締役の報酬等の案を作成する。

取締役会での審議・決定

取締役会は、代表取締役の案に基づき、各取締役の報酬等の額を審議・決定する。

・社外取締役の意見を尊重する。
・報酬委員会を設置する場合には、その答申を尊重する。

株主総会への報告

取締役の報酬等に関する決定内容については、法令に基づき、株主総会に報告する。

f. その他
・本決定方針は、当社の経営状況、業績、役員の構成、報酬制度の変更等に応じて、取締役会で適宜見直すものとする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
取締役の金銭報酬の額は、2022年７月22日開催の第４回定時株主総会において年額100百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち、社外取締役は２名）です。
監査役の金銭報酬の額は、2024年10月31日開催の臨時株主総会において年額７百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。
なお、当社は、本株主総会の議案（決議事項）として、「監査役の報酬等の額改定の件」を提案しており、当該議案が承認可決された場合、監査役の報酬限度額は年額15百万円以内となります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	37,500 （1,200）	37,500 （1,200）	— （—）	— （—）	4 （1）
監査役 （うち社外監査役）	6,000 （6,000）	6,000 （6,000）	— （—）	— （—）	3 （3）

（注）期末現在の人員数は取締役５名、監査役３名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の社外取締役１名が存在していることによるものであります。

（5）社外役員に関する事項
① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	濵道　佐和子	当事業年度開催の取締役会20回全てに出席し、企業経営に関する幅広い経験や見識から、適宜発言を行うとともに、独立した視点での取締役会の経営監視機能を強化する役割を果たしております。
社外取締役	西井　敏恭	当事業年度開催の取締役会20回のうち19回に出席し、企業経営に関する幅広い経験や見識から、適宜発言を行うとともに、独立した視点での取締役会の経営監視機能を強化する役割を果たしております。
社外監査役	内田　潤	当事業年度開催の取締役会20回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、上場会社及び上場準備会社における豊富な監査経験に基づき、公正かつ客観的な立場から、経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。また、常勤監査役として、稟議制度の運用状況の確認や重要会議への出席を通した意思決定の過程及び取締役の業務執行状況の監査を行っております。
社外監査役	長谷川　雄史	当事業年度開催の取締役会20回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、財務会計分野はもとより、経営全般に対する発言を適宜行っております。
社外監査役	宇田川　敦史	当事業年度開催の取締役会20回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、公正かつ客観的な立場から、経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。

4．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

〇AG監査法人

（2）報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,500千円
当社が会計監査人に対し支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,640千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．会計監査人の報酬等について、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の前事業年度における監査実績の評価や、当事業年度の監査計画における監査時間・報酬額の見積りの妥当性などを検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（3）非監査業務の内容

当社は、〇AG監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

5．会社の体制及び方針

（1）会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

（2）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置付けております。現時点では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年4月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,118,880**	**流動負債**	**559,030**
現金及び預金	1,527,059	買掛金	78,328
売掛金	245,066	1年内返済予定の長期借入金	26,652
商品及び製品	254,255	リース債務	1,570
仕掛品	12,163	未払金	222,879
原材料及び貯蔵品	14,506	未払費用	49,783
前渡金	52,292	未払法人税等	103,889
前払費用	13,143	未払消費税等	73,012
その他	559	その他	2,914
貸倒引当金	△166	**固定負債**	**48,537**
固定資産	**266,143**	長期借入金	42,254
有形固定資産	**21,276**	長期リース債務	6,283
建物附属設備	2,237	**負債合計**	**607,567**
工具、器具及び備品	1,553	**(純資産の部)**	
リース資産	5,635	**株主資本**	**1,777,457**
建設仮勘定	11,850	**資本金**	**558,382**
無形固定資産	**80,669**	**資本剰余金**	**558,667**
のれん	74,344	資本準備金	558,667
ソフトウエア	2,125	**利益剰余金**	**660,407**
ソフトウエア仮勘定	4,200	その他利益剰余金	660,407
投資その他の資産	**164,197**	繰越利益剰余金	660,407
敷金及び保証金	50,627		
繰延税金資産	113,001		
その他	569	**純資産合計**	**1,777,457**
資産合計	**2,385,024**	**負債及び純資産合計**	**2,385,024**

損　益　計　算　書

（2025年５月１日から
2026年４月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,494,804**
売上原価		**1,161,232**
売上総利益		**3,333,571**
販売費及び一般管理費		**2,732,884**
営業利益		**600,687**
営業外収益		
受取利息	832	
その他	8,720	9,553
営業外費用		
支払利息	2,295	
支払手数料	4,303	
株式交付費用	3,177	
その他	3	9,779
経常利益		**600,461**
特別損失		
店舗撤退損	2,947	
減損損失	1,283	4,230
税引前当期純利益		**596,230**
法人税、住民税及び事業税	87,453	
法人税等調整額	12,768	100,221
当期純利益		**496,008**

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年６月22日

犬猫生活株式会社
取締役会 御中

ＯＡＧ監査法人
東京都千代田区
指定社員
業務執行社員　公認会計士　今井　基喜
指定社員
業務執行社員　公認会計士　田中　荘治

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、犬猫生活株式会社の2025年５月１日から2026年４月30日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年５月１日から2026年４月30日までの第８期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＯＡＧ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3．後発事象

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年３月23日及び2026年４月６日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株の発行を決議し、2026年５月26日に払込が完了しました。当該事項は、当監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2026年６月23日

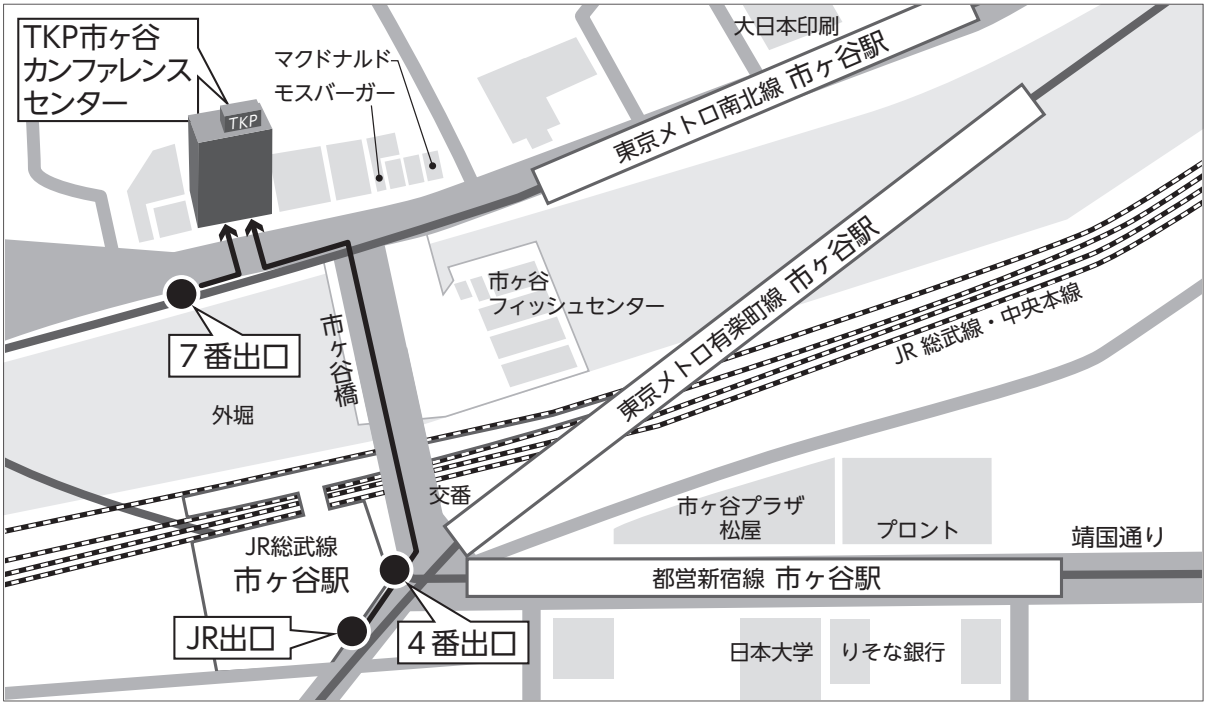
犬猫生活株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）	内田　潤	㊞
社外監査役	長谷川　雄史	㊞
社外監査役	宇田川　敦史	㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

【会　場】 東京都新宿区市谷八幡町８番地　TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター８階　バンケットホール８B



【交通のご案内】

ＪＲ総武線　市ヶ谷駅より　徒歩２分
東京メトロ南北線　市ヶ谷駅７番出口より　徒歩１分
東京メトロ有楽町線　市ヶ谷駅７番出口より　徒歩１分
都営新宿線　市ヶ谷駅４番出口より　徒歩２分